

●香川県告示第312号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、高松市都市整備局河港課において令和2年10月13日から10年間閲覧に供する。

令和2年10月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

令和2年10月6日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日新町1番3の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1-3-2工区

次の各地点のうち、⑧の地点から⑫の地点を順次結んだ線及び⑫の地点と⑧の地点を結ぶ昭和50年5月12日付け50港B第137号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.48メートルにより決定）により囲まれた区域

⑧の地点	1等三角点屋島山（北緯34度21分20.5442秒、東経134度6分16.7327秒。以下「基点」という。）から281度46分54秒 3,465.74メートルの地点		
⑩の地点	⑧の地点から	4度14分44秒	134.65メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	94度14分46秒	127.99メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	184度14分51秒	134.82メートルの地点

イ 第1-4-2工区

次の各地点のうち、⑫の地点から⑭の地点を順次結んだ線及び⑭の地点と⑫の地点を結ぶ昭和50年5月12日付け50港B第137号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.48メートルにより決定）により囲まれた区域

⑫の地点	基点から	282度04分00秒	3,338.87メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	4度14分51秒	134.82メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	94度14分37秒	10.00メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	184度14分51秒	134.83メートルの地点

(3) 面積

ア 第1-3-1工区 17,244.48平方メートル

イ 第1-4-2工区 1,348.28平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成20年3月31日

(2) 免許番号

19港灣第40778-4号